



建物共済

しょうそんがいじっそんてんぼとくやく

「小損害実損填補特約」 特約掛金改定のご案内

小損害実損填補特約

火災共済

1,060円



660円

総合共済

1,300円



1,020円

掛金を
引き下げ
ました

※令和7年7月1日以降の契約から適用

小損害実損填補特約とは

損害額が30万円以下の場合、加入割合にかかわらず損害額を補償する特約です。

※地震による損害を除きます。

※自然災害による損害は、総合共済に表記特約を付帯したうえで、損害額が1万円を超えるものから支払対象となります。

共済事故の約7割が
損害額30万円以下です。

付帯条件

- 共済金額が1,000万円以上の火災共済又は総合共済に付帯することができます。
- 火災共済と総合共済に両方加入している場合には、各共済金額の合計が1,000万円以上あれば、いずれかの共済に付帯することができます。

支払例

総合共済に1,000万円加入している木造のご住宅(新築費用2,000万円)が対象事故(自然災害)により30万円の損害を受けた場合

	損害の額	加入割合等	お支払額
特約なし 掛金総額 22,600円	30万円	50% ※1万円免責有	14万5千円
特約あり 掛金総額 23,620円	30万円	加入割合に関係なく丸まる補償	30万円
掛金の差額 +1,020円			

※注意点

- ①損害額には証明書代・自然消耗によるリフォーム代金等を除きます。
- ②加入している共済金額が30万円未満の場合は共済金額を上限とします。